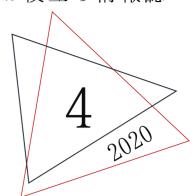
"名古屋・常滑エリアの賃貸オーナー様のためのお役立ち情報誌"

リード通信





賃貸管理:新型コロナウイルスによる賃貸経営への影響

業界ニュース:個人根保証の極度額の義務化

相続相談・不動産ソリューションなど他にも情報多数

コロナショックから不動産の今を見る



リードグループ 代表取締役

部 富雄 AB



えを恵が時い増ナ考まかにり業こりに出月エズらサルる界新 たしをオ機ま加しえす月影ま、のま大来近イ い、絞しをすとにる。か響す飲影す変てくブとこりナ迎。空と悪「らが。食響。なお事ル 思の、1 えこ室っ影遅一出た店は 事り務上い難積様るれのて響効年始だを観 にま所海 ま局極ととか増家と性後め不直光 すを的一思ら加賃は「だる動撃業 乗な緒い大だ未オでとの産し り行にま変と収しす思は業て宿 つ本り二越動知すな思の 。い六界お泊 あ当がか

。保11つ中型 健ビプてでコ 所スでい大口 のはもまきナ 要3緑すなシ 請月区。猛ョ なせのは で1のリ威ッ りん出も つ。入う ク 4 デ 1 を ク ロ日イド振は 1 か グ

(ミナー情報 (第93回)

~新型コロナウィルスが賃貸業に及ぼす影響~

5/9 開催

弊社では毎月第二土曜日に「リード塾」というオーナー様向 けの定期セミナーを開催しております。リードグループCEO 服部と講師の税理士・山内新人先生による不動産における問 題や税務のお話などを行っております。お気軽にご連絡下さ いませ。皆様のご参加お待ちしております。

日時 2020年5月9日(土)

> 午後 3:00 ~ 午後 5:00

場所 リードグループ本社2F セミナールーム

名古屋市中区上前津2丁目13-19 住所

電話 0.52 - 3.50 - 5.750



賃貸物件の運用にお悩みの方 是非リードワン保証にご相談下さい!

こんなお悩みございませんか?

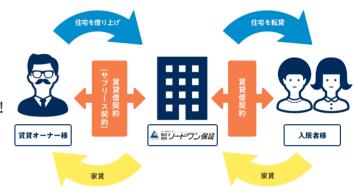
マンションやビルの全戸を一括借り上げ

- ☑ 入居率が安定しない...
- ☑ 家賃の回収が上手くいかない...
- ☑ 空室が減らない...
- ☑ 賃貸物件からの収益を安定させたい...

それぞれのお悩みに対して最善の改善策を提案します!

お電話でのご相談はこちら

5 052-228-0607



大切なペットちゃんのために、宗教・宗派を問わず、葬儀火葬・納骨のすべてを行うことができます。

愛知県尾張旭市庄中町1丁目4番地10

ペット霊苑

メモリアルホール 尾張旭の里

ペット葬儀・ペット火葬のご相談

0120-594-176







新型コロナウイルスによる 賃貸経営への影響

常務取締役 永井 道人

2020年1月中旬より、新型コロナウイルスの感染問題が、中国から始まりました。日本でも2月中旬より、クルーズ船からの感染者を中心に全国に広がる、近年経験したことの無い事態が起こっています。生活上での問題は多数出ていますが、賃貸経営を行うオーナー様にも、影響している点、また注意していくべき点について考えてみたいと思います。

【賃貸経営にかかわる影響】

①外国人宿泊者のキャンセル続出

1月末、中国政府が新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、海外団体旅行等の販売を停止する旨の通知を、旅行業者に発出したことなどから、中国からの団体ツアーのキャンセルが全国的に発生しています。他外国からの旅行者はもちろんですが、日本人の中でも、人込みを避け、観光地などへの旅行を控えるケースが増えているようです。それによりホテル、旅館の稼働率が下がってきており、宿泊費用も連動して下がってきている状態です。近年は、賃貸住宅の空室を、民泊、マンスリー物件として転用提供する事で、賃貸住宅業界にとっては、好循環な方向にきていました。しかし、ここに来てこのような情勢になってきているため、民泊、マンスリーでの需要が落ち込んできています。

②企業経営への影響

新型コロナウイルスの感染拡大による影響について、日本商工会議所が行ったアンケート調査で、およそ3分の2の企業が経営に影響が出ている、もしくは、影響が出る懸念があると回答したことが分かりました。つまり、直接的に法人企業に影響が出てきているため、一部法人の転勤・住み替え需要の落ち込み、また間接的にも費用を抑えようと、引っ越しを控える傾向も出てきています。2月下旬現在、1~3月の大手引っ越し会社への問い合わせ数が、昨年対比で10%以上減少していると言われています。

③住宅設備製品の納期遅延が発生

中国全土での新型コロナウイルス感染拡大の影響により、大手住宅設備機器メーカーなどで、住宅設備機器製品を中心に一部中国生産品の納期遅延が発生しています。トイレ、システムキッチン、洗面化粧台、ユニットバスなど。またインテリア製品についても、床タイル、カーテンなどが供給減少となっています。総じて、中国生産の住宅設備製品の出荷遅延の可能性があるとし、新築賃貸住宅の完成遅れや、住宅設備製品を使ったリフォームの完工遅れが生じています。

【今後の対策】

誰しもが、早い段階での終息、解決を望んでいますが、まだこの状態は続くとみられています。決して悲観する事ではありません。事実を受け入れ、オーナー様にとって、早い段階での次なる対策を決めて進める事が重要かと思われます。

①繁忙期での確実な契約促進

厳しい状況があるとは言え、3月、4月に関しては、通常期に比べ住み替え需要の多い時期になっています。例年に比べ、問い合わせが減っている物件のオーナー様にとっては、この時期を通常の対策で留めず、思い切った条件変更など、入居者ターゲットに合わせた強い対策が必要に思われます。改めて、競合物件と比較し、勝てる物件づくり、商品設定に臨んでください。

②早い段階での設備交換依頼

住宅設備製品の納期遅延は、当面続くと思われます。4月からの民法改正も踏まえ、修理や交換で必要な設備は、速やかな工事依頼が必要です。いずれにせよ、時間はかかりますし、今後設備価格の上昇も予測されます。出来る事は、今のうちに進めていく事をお勧めします。当然それらは、競合物件との比較においても、より新しい設備に変えていく事は良い方向に導きます。

空室募集、空室対策、設備交換、工事、売却・購入のご相談・お問い合わせ Tel 052-350-5655(音声ガイダンス②番) 担当: 菊地





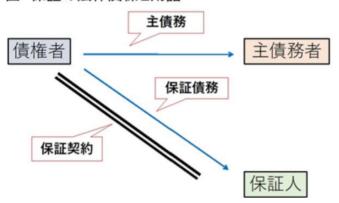
民法(債権法)改正〜個人根保証の 極度額の義務化

弁護士法人 一新総合法律事務所 弁護士 大橋 良二 氏

2020年4月1日より120年ぶりに民法が改正されます。 不動産業にとって、一番重要な改正点は個人(根) 保証についての極度額設定の義務化でしょう。



図 保証の法律関係と用語



これまで、連帯保証人は、賃借人の負うべき一切の債務を負っていたのですが、 保証人保護の流れの中で、2020年4月 1日新民法施行に伴い、個人が保証する際には、「極度額」(=限度額)の設定が必要となりました。

どういうことかというと、改正前は、たとえば物件の賃料滞納や原状回復費用などの合計が100万円であれば、保証人も

100万円の支払義務を負い、200万円とであれば、200万円の支払義務を負いました。上限額がなかったわけです。ですが、今回の改正後は、予め合意した極度額が100万円であれば、損害金が200万円であったとしても、保証人は100万円までしか支払義務を負わないことになります。

ポイントとしては、極度額を記載しなければいくら連帯保証人から署名捺印をもらって も保証契約は無効という点です。

《個人貸金等根保証契約と個人根保証契約とで、保証人保護の内容》

	個人貸金等根保証契約	個人根保証契約
極度額	・書面により極度額を定めなければ契約は 効力を生じない (465条の2第2項)	【個人貸金等根保証契約と同じ】 (465の2第2項)
元本確定期日	・契約締結日から5年以内の日を定める必要がある ・定めがない場合は契約締結日から3年を 経過した日が元本確定期日になる (465条の3第1項、第2項)	【適用なし】
元本 確定事由	①債権者による、保証人の財産に対する。 強制執行又は担保権実行の申し立て。 ②保証人に対する破産手続き開始決定。 ③主たる債権者又は保証人の死亡。 ④債権者による、主債権者の財産に対す る強制執行又は担保権実行の申し立て。 ⑤主債権者に対する破産手続き開始決定。 (465条の4第1項及び第2項)	【個人貸金等根保証契約の①~③のみ】 (465条の4第1項)

不動産ソリューションコーナ

「不動産オーナー様へ 家族信託のススメ」



オーナー様によって様々ですが、最近ご相談が増えているケースが、相続「される側」の、ご家族、ご親族からの「ご本人様」の認知症対策です。認知症と判断されると、ご本人がいくら元気だと思っていても資産が凍結された状態になってしまいます。その前にどんな対策をすればいいか、準備をしてない事でのリスクも踏まえて今一度整理しておきます。

何の準備もしていないと、こんなトラブルに!

認知症になってしまうと、資産が凍結され、必要な時に資産を有効に活用できないケースが出てきます。実際には、下記のような3つのポイントに留意する必要が出てきます。

①銀行口座の凍結、②不動産の管理・運用・処分ができない、③資産が成 年後見人の管理下に置かれる

認知症になると・・・

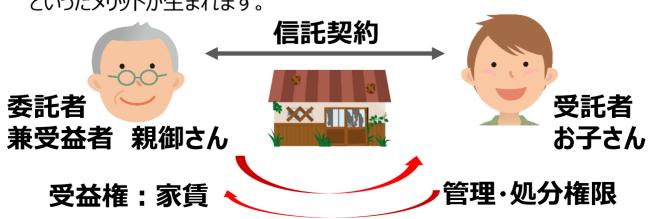
- ・銀行からお金が下せない
- ・賃貸借契約が結べない
- ・大規模修繕ができない
- ・売却、建て替えができない
- ※成年後見人を付けても、相続税 対策での建築、売買はできない
- ※弁護士や司法書士などの専門職 が後見人になると継続的に後見 人報酬が発生する

家族信託(民事信託)は、認知症による上記のような資産凍結のリスクを未然に防ぐための財産管理の方法です。

現金や不動産を、管理・処分など目的を決めて自分の信頼する家族に託し、その管理や処分を代わりに行ってもらう仕組みです。

財産を信託することで病気や認知症になっても

- ・資産凍結を回避し、家族で思うような財産管理ができる。
- ・さらに相続対策(節税対策、争続回避)のための資産対策ができる といったメリットが生まれます。



認知症は、誰にでも起こりうる可能性があります。少し早いと思っても、ご家族で話し合う機会を持つことで資産を守れる可能性が高まります。

相 談コ 続 相



税理十 後藤 勇輝 氏

資産税を0から再点検しよう! ~速報!令和2年度税制改正大綱のポイント2~

今回は、昨年12月に公表された令和2年度税制改正大綱について不動 産・相続の税務のポイントについて、先月から続いて、今月は消費税について みます。いわゆる消費税還付スキーム対策ですね。さて、どうなったでしょう **h**···

消費税

居住用賃貸建物の取得等に係る消費税の仕入税額控除の適正化 居住用賃貸建物の取得においての仕入税額控除の取り扱いについては、下記のように見直すこ ととされました。

(1)アパートなどの居住用の建物に係る消費税は控除できないことに

居住用賃貸建物(※)の課税仕入れについては、仕入税額控除制度の適用を認めないこと とされます。

※住宅の貸付けの用に供することが明らかな建物で、高額特定資産(一の取引の単位で課税 仕入れに係る支払対価の額が税抜1,000万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産)に 該当するものです。

(2)賃貸開始後の3年以内において事業用へ用途変更や売却する場合は調整があります

居住用賃貸建物の仕入の日からその日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属 する課税期間の末日までの間に、住宅の貸付け以外の貸し付けに供した場合又は譲渡した場 合には、それまでの居住用賃貸建物の貸付け及び譲渡の対価の額を基礎として計算した額をそ の課税期間又は譲渡した日の属する課税期間の仕入控除税額に加算して調整します。

(3)契約において貸付用途が明確でない場合は実態でみます

住宅の貸付けに係る契約において貸付けに係る用途が明らかにされていない場合は、建物の状 況などから居住用が明らかな貸付けについては消費税を非課税とします。

(4) 今年の10月からスタートします

(1)、(2)の内容は、令和2年10月1日以後に居住用賃貸建物の仕入れを行った場 合について適用します。ただし、令和2年3月末日までに締結した契約に基づき10月1日以後に 居住用賃貸建物の仕入れを行った場合には適用しません。(3)の内容は、令和2年4月1日 以後に行われる貸付けについて適用します。

本格的な抜け道塞ぎですが、消費税については取り扱いがかなりハッキリしましたね。来月は、土 地・住宅税制の残りの改正ポイントをご案内いたします。

各税制度の特例の利用には一定の条件があります。資産税に詳しい各専門家 (税理士・弁護士・鑑定士等)と連携してサポートしています。



【ご相談・お問い合わせ】オーナー様:相続ご相談窓口 Tel 052-253-8181 担当: 江城・菊地

おかげざまで 40月年

和思島院"住意し"多通じて如真社会に貢献致します

リードグループ本社 リードワン 建物総合管理・売買仲介

エイブルNW上前津店 賃貸仲介

エイブルNW常滑店 賃貸仲介

エイブルNW中国上海店 エイブルNWマニラ店 賃貸仲介

賃貸仲介,売買仲介





















ードワン保証 ェイプルNWセントラルパーク店

メモリアルホール 尾張旭の里 ペットの雲園

ファーバル

ファインビレッジ 觮花台 ス付高齢者向け住室

リハビリデイステーション 元気村緑花台





















リードグループにご相談下さい!

リードグループは専門スタッフの力を結集し お客様の資産運用をトータルサポートいたします!

● より良い賃貸経営へのご相談はこちら ●

- □空室について
- リフォームについて
- 家賃滞納について
- □賃貸管理について
- □購入について

- □売却について
- 土地活用について
- |相続対策について
- □保険について
 - **| その他 お気軽にご相談ください!**

担当:服部•菊地 お問い合わせ先:リード通信事務局 TEL:052-253-8181

リードグループ

